

外国人技能実習生・研修生死亡弔慰金支給規程

2012年 4月 1日制定

2017年 4月 1日改正

公益財団法人 国際研修協力機構

(目的)

第1条 本規程は、監理団体・実習実施機関の管理下に在る外国人技能実習生・研修生が、我が国在留中に死亡した場合に、公益財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）がその遺族に対して弔意を示すために死亡弔慰金（以下「弔慰金」という。）を支給するための細則を定めるものである。

(支給対象とする技能実習生等)

第2条 弔慰金の支給対象とする外国人技能実習生・研修生は、外国人技能実習・研修制度の下日本に入国した外国人技能実習生・研修生であって、JITCOに対して死亡事故報告書の提出があった者とする。ただし、死亡原因又は死亡直前の行為が著しく公序良俗に反するものと認められた外国人技能実習生・研修生は対象外とする。

(受給資格者及び受給対象者)

第3条 弔慰金の受給資格者は、死亡した外国人技能実習生・研修生の夫又は妻（第一順位）、子（第二順位）、父又は母（第三順位）とし、受給対象者は、受給資格者のうち最先位順位の者の内の一人とする。

2 受給対象者の認定について遺族から上記によりがたい特段の事情がある旨要請がある場合には、JITCO能力開発部長においてその事情を斟酌の上判断する。

(受給資格の消滅)

第4条 本人死亡の日から1年を超えた場合には、弔慰金の受給資格は消滅するものとする。

(支給額)

第5条 弔慰金の額は、死亡者1人につき20万円とする。

(支払い方法)

第6条 弔慰金は、支給対象者の支給資格を証明する書類を添付した当該死亡外国人技能実習生・研修生の監理団体又は実習実施機関（以下「受入れ機関」という。）作成による弔慰金支給申請書の提出に基づき、審査の上直接受給対象者に原則として米国ドル換算により支払い（本人の銀行口座がある場合には当該口座に振り込み、口座開設がない場合には郵便為替等による。）、受給対象者の領収書を徴する。

2 弔慰金の支払いに当たっては、JITCO代表理事からの遺族に対する弔意の表明と弔慰金支給の趣旨を述べた文書を受給対象者宛てに送付する。

(支給申請の期日)

第7条 弔慰金支給申請の期日は、当該外国人技能実習生・研修生が死亡した日から1年を超えない日とする。

(支払日)

第8条 弔慰金は、受入れ機関からの弔慰金支給申請があった後遅滞なく支払う。

(返還)

第9条 虚偽の申請等により不正に弔慰金を支給した場合は、支給した弔慰金を返還させる。このため、前記第6条の領収書において弔慰金の不正受給が判明した場合はその全額を返還する旨の誓約を併せて徴する。

2 前記弔慰金の返還期日は、返還事由が判明した日から3か月以内とする。

(支給申請書の記載事項)

第10条 弔慰金支給申請書の記載事項は、別紙「死亡弔慰金支給申請書」のとおりとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、役員会の承認を経て理事長が行う。

附 則 (2012年 4月 1日制定)

1. 本規程は、2012年4月1日から施行する。
2. 2003年3月13日制定の外国人技能実習生・研修生死亡弔慰金支給規定は廃止する。

附 則 (2017年 4月 1日改正)

本規程は、2017年 4月 1日以降の死亡事案について適用する。